

## Photomask Japan 賛助会規程

1. (目的)  
本会は、ホトマスクジャパン (PMJ) と SPIE が主催する Photomask Japan の開催を支援することを目的とする。
  2. (事業)  
本会は、前項の目的を達成するため、組織委員会、実行委員会、および論文委員会の運営とコンファレンス開催に関して以下のことを行う。
    - 1) 財政的援助
    - 2) 助言
    - 3) その他
  3. (事務局)  
本会の事務局は、(株) JTB コミュニケーションデザイン内におく。
  4. (会員)  
本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体とする。
  5. (会費)  
本会の会費は、1 口 10 万円とし、納入口数には制限を定めない。会費の納入は会計年度毎に行うものとする。コンファレンスが不慮の事態で開催されない場合でも、会費の返却は行わない。
  6. (会長)  
本会の会長は、Photomask Japan 組織委員長がこれに当たる。
  7. (決定機関)  
本会の規程、事業、会計年度に関わる決定は、Photomask Japan 組織委員会において行うものとする。
  8. (会務の実行)  
本会の事業及びこれに必要な業務の実行は、会長の統括のもとに、Photomask Japan 実行委員会及び事務局がこれに当たるものとする。
  9. (会務の報告)  
会計を含む会務の報告は、会計年度の終了毎に、全会員に対して行うものとする。
  10. (会員の権利)  
会員は、第 7 及び第 8 項に関わる委員会に対し、Photomask Japan 開催に関する助言、意見、要望等を提出することができる。会員は、Photomask Japan の講演予稿集を無償にて提供されるものとする。
  11. (会計年度)  
本会の会計年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。
- 付則 1. この規程は、平成 5 年 (1993 年) 10 月 1 日から施行する。